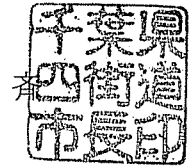


平成27年5月8日

みそら自治会

会長 廣 畠 宏 造 様

四街道市長 佐 渡



第1回交渉会でも出された質問に対する回答について

新緑の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、貴自治会におかれましては、市ごみ処理行政につきまして並々ならぬご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年5月3日に開催されました第1回交渉会において、市が貴自治会及びみそら住民から迷惑を被っていると思われる事項があれば教えて欲しいとの強い要請がありました事から、下記のとおり回答いたします。

今後とも本市ごみ処理行政に対しましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 傍聴者の不規則な発言への対応について

ごみ処理施設問題についての市と自治会との交渉の基本的取り決め事項（以下「基本的取り決め事項」という。）5.（1）に「傍聴者の発言は出来ないこととする。傍聴者が発言をした場合は、直ちに対市交渉委員会委員長（以下、委員長と称す。）は退場を命じるものとする。」との規定があります。

第1回交渉会で傍聴人が発言をしたにもかかわらず、進行者（第1回交渉会では、まだ貴自治会の対市交渉委員長は選任されていなかったため、貴自治会事務局長が進行を担当されておりました。）が退場を命じなかったことは甚だ迷惑です。

2. みそら住民以外の傍聴への対応について

基本的取り決め事項5.（2）に「その他の四街道市民の傍聴は、会議場に余裕があり、委員長が認めた場合はこれを許可する。」との規定があります。

貴自治会が、傍聴希望者がみそら住民なのかその他の四街道市民なのかを入場の際に確認されたのか教えていただきたい。また、みそら住民以外の四街道市民に傍聴を許可したのであれば、市に対して情報提供があつて然るべきと考

えます。

### 3. 交渉会の進行について

交渉会の議事進行について取り決めはございませんが、進行役が質問者となりますと、会議の円滑な進行を阻害いたします。進行役は中立かつ公正な立場で議事を進行し、整理する重要な役割を担うことから、進行役は進行に徹していただきたい。

### 4. 4月28日発送の内容証明書類について

平成27年4月27日付け廃第7号「ごみ処理施設問題の第一回交渉会の議題について（回答）」について同日、文書を貴自治会へ持参したところ、回答の内容が不相当であるとの理由で、受取りを拒否されました。本来、貴自治会が回答を求めているにもかかわらず、その受取りを拒否されたことは甚だ迷惑です。

また、受取りを拒否されたため、市といたしましては、市長決裁を受けた公文書でありますので、翌日、内容証明郵便にて送付したところですが、これについて、添え書きを添付するのが常識とのご指摘を受けました。しかし、内容証明郵便は、郵便法に基づき認証を受けて発送するものであり、添え書きを添付するのは適当でないことから、このような議論をされたことは甚だ迷惑です。

### 5. 自治会活動への介入について

平成26年12月8日にみそら住民の有志で結成されたごみ処理施設の移転・撤去を求める会が、吉岡地区への移転を求める署名を持参されました。しかしながら、貴自治会が直接投票に向けた準備を行っている最中に、市がそれを実施させないよう仕向けるため直ちに吉岡地区で新ごみ処理施設建設にとりかかるよう要請されたことは甚だ迷惑です。

なお、直接投票については、平成26年4月20日に開催された貴自治会の定期総会で承認されていることを申し添えます。